

平成30年度決算に基づく

富津市健全化判断比率審査意見書

富津市資金不足比率審査意見書

富津市監査委員



富 監 第 47 号
令和元年 8 月 19 日

富津市長 高 橋 恭 市 様

富津市監査委員 磯 貝 昭 一
富津市監査委員 福 原 敏 夫

平成 30 年度決算に基づく富津市健全化判断比率審査意見書及び同資金
不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、令和元年 7 月 11 日付け富財第 246 号をもって審査に付された平成 30 年度決算に基づく富津市健全化判断比率及び同資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、次のとおり意見書を提出します。

平成 30 年度決算に基づく富津市健全化判断比率審査意見書

第 1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づく健全化判断比率審査

第 2 審査の対象

平成 30 年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）

第 3 審査の方法

市長から審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、これらが関係法令に適合し、かつ正確であるか審査した。

審査は、健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類と、歳入歳出決算書及び同付属書類等を照合し、関係部局からの説明を聴取するとともに、決算審査等の結果等を踏まえこれを行った。

第 4 審査の期間

令和元年 7 月 11 日から令和元年 8 月 19 日まで（予備審査期間等含む。）

第 5 審査の結果

審査に付された健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、平成 30 年度の実質収支が黒字であるので該当せず、実質公債比率は 9.2%、将来負担比率は 68.6%で、いずれも早期健全化基準を下回る。

なお、健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められ、特に指摘する事項はない。

○ 健全化判断比率 （単位：％）

指 標 名	平成 30 年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	13.18
連結実質赤字比率	—	18.18
実質公債費比率	9.2	25.0
将来負担比率	68.6	350.0

平成 30 年度決算に基づく富津市資金不足比率審査意見書

第 1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づく資金不足比率審査

第 2 審査の対象

- 1 富津市水道事業会計
- 2 富津市温泉供給事業特別会計

第 3 審査の方法

市長から審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、これらが関係法令に適合し、かつ正確であるか審査した。

審査は、資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類と、歳入歳出決算書及び同付属書類等を照合し、関係部局からの説明を聴取するとともに、決算審査等の結果等を踏まえこれを行った。

第 4 審査の期間

令和元年 7 月 11 日から令和元年 8 月 19 日まで（予備審査期間等含む。）

第 5 審査の結果

審査に付された富津市水道事業会計及び富津市温泉供給事業特別会計について、平成 30 年度は流動負債に対して流動資産が上回り、資金不足額が生じないため、いずれも資金不足比率は該当しない。

なお、資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められ、特に指摘する事項はない。

○ 資金不足比率

(単位：%)

会 計 種 別	平成30年度	参 考 値		経営健全化基準
富津市水道事業会計	—	流動資産	1,184,268千円	20.0
		流動負債 (企業債を除く。)	150,150千円	
富津市温泉供給事業特別会計	—	流動資産	6,169千円	
		流動負債	1,150千円	